

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

令和 2 年 3 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	工業統計調査	2
	農林業センサス	4
	医療施設調査	6
	患者調査	8
	労働力調査	11
2	一般統計調査の承認	13
3	一般統計調査に係る中止通知の受理	15
4	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	16
	(2) 変更	18

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
R2. 3. 12	工業統計調査	総務省統計局 統計調査部経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室
R2. 3. 16	農林業センサス	農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 センサス統計室
R2. 3. 23	医療施設調査	厚生労働省 政策統括官付参事官付 保健統計室
R2. 3. 23	患者調査	厚生労働省 政策統括官付参事官付 保健統計室
R2. 3. 31	労働力調査	総務省統計局調査部 国勢統計課 労働力人口統計室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	工業統計調査
承認年月日	令和2年3月12日
実施機関	総務省統計局統計調査部経済統計課、経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室
目的	本調査は、我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。
沿革	<p>本調査の前身は、明治16年から行われた農商務統計のうちの「工場統計」（職工10人以上を調査）であるが、独立した調査としては、明治42年に開始された「工場統計調査」（職工5人以上の工場を対象に5年周期で実施）が初回となる。その後、大正9年に周期を毎年調査に改め、昭和14年には、従業者数等による調査の範囲に関する制限を撤廃して全ての工場を対象とする全数調査となり、名称も「工場調査」に変更された。</p> <p>昭和22年には、旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第10号を作成するための調査として、製造業を対象とする「工業調査」となり、昭和26年以降は、現在用いられている「工業統計調査」の名称で実施されている。</p> <p>調査対象に関する大きな変更としては、昭和56年に、都道府県及び市町村の事務負担の軽減、調査対象の負担の軽減、また国の財政事情の逼迫による予算上の制約などにより、調査簡素化の一環として、特定年次（西暦末尾1, 2, 4, 6, 7, 9年）における裾切り調査が導入されたが、平成22年からは、経済センサス - 活動調査の創設に伴い、従業者3人以下の事業所は調査の対象から除外するとともに、昭和56年以降実施されてきた西暦末尾0, 3, 5, 8年の全数調査は廃止され、経済センサス - 活動調査実施対象年以外は裾切り調査とされた。</p> <p>このほか、近年の大きな変更としては、平成25年に、単独の製造事業所は調査員調査、複数の製造事業所を有する企業傘下の事業所は国担当調査（本社一括調査と国直送調査）とする調査方法の変更がなされた。また、令和元年以降の調査については、これまで経済産業省が実施する調査として行ってきたものを、総務省と経済産業省との共管調査に変更され、令和2年以降の調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、調査方法・組織の一部について変更がなされた。</p>
調査票の構成	1-甲調査票 2-乙調査票
公表	インターネット （工業統計調査速報：調査実施翌年の3月末、 工業統計調査産業別統計表[概要版]：調査実施翌年の5月末、 工業統計調査産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表：調査実施翌年の12月末）
備考	1. 今回の承認は、令和2年以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、調査票情報の保存期間及び保存責任者の一部を削除
調査票 - 1	甲調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）で、従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
客体数／母集団数	約60,000事業所
選定方法	全数
母集団情報	調査を受ける事業所を確定するために行う準備調査の結果に基づいて作成された工業統計調査名簿
配布・取集	調査員・郵送・オンライン

把握時	毎年6月1日現在（経済センサス - 活動調査実施年を除く。） ただし、調査事項7、9、10、12（品目別製造品在庫額を除く）、13、16は、前年1月1日から12月31日までの1年間。また、調査事項11は、前年の年初（1月1日現在）、年末（12月31日現在）、12（品目別製造品在庫額）は、年末（12月31日現在）
調査組織	【調査員調査】 配布：総務省及び経済産業省－都道府県－市町村 ^(注) －統計調査員－報告者 回収：報告者－民間事業者－総務省及び経済産業省 (注)市には特別区を含む。以下同じ。 【郵送調査】 配布及び回収：総務省及び経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	1年（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）
実施期間又は提出期限	提出期限は、毎年6月下旬
調査事項	1. 事業所の名称及び所在地、2. 本社又は本店の名称及び所在地、3. 他事業所（国内）の有無、4. 経営組織、5. 資本金額又は出資金額（会社に限る）、6. 従業者数、7. 現金給与総額、8.（後記9～13）の消費税の経理処理の状況、9. 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額、10. 有形固定資産、11. 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額、12. 製造品の出荷額、在庫額等、13. 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、14. 主要原材料名、15. 作業工程、16. 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、17. 工業用地及び工業用水
調査票－2	乙調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）で、従業者4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
客体数／母集団数	約245,000事業所
選定方法	全数
母集団情報	調査を受ける事業所を確定するために行う準備調査の結果に基づいて作成された工業統計調査名簿
配布・収集	調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年6月1日現在（経済センサス - 活動調査実施年を除く。） ただし、調査事項7、9、10、11、12は、前年1月1日から12月31日までの1年間
調査組織	【調査員調査】 配布：総務省及び経済産業省－都道府県－市町村 ^(注) －統計調査員－報告者 回収：報告者－民間事業者－総務省及び経済産業省 (注)市には特別区を含む。以下同じ。 【郵送調査】 配布及び回収：総務省及び経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	1年（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）
実施期間又は提出期限	提出期限は、毎年6月下旬
調査事項	1. 事業所の名称及び所在地、2. 本社又は本店の名称及び所在地、3. 他事業所（国内）の有無、4. 経営組織、5. 資本金額又は出資金額（会社に限る）、6. 従業者数、7. 現金給与総額、8.（後記9～11）の消費税の経理処理状況、9. 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額、10. 製造品出荷額等、11. 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、12. 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、13. 主要原材料名及び簡単な作業工程

【調査名】	農林業センサス
承認年月日	令和2年3月16日
実施機関	農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室
目的	新統計法に基づき、農林業構造統計（基幹統計）を作成し、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。
沿革	<p>我が国における農業に関するセンサスは、経済統計に関する国際条約に基づいて10年目ごとに行われる世界センサスと、その後5年目ごとの中間年次に行われる国内センサスという2つの性格のものが、同一体系の下に実施されている。</p> <p>このセンサスの出発点をなすものは、昭和25年に行われた「1950年世界農業センサス」であるが、その後は、昭和30年に農林業センサスの一環である「昭和30年臨時農業基本調査」として、農山村地域（農業集落）に関する調査が行われたほか、昭和35年の「1960年世界農林業センサス」からは、林業に関する調査が加えられた。</p> <p>平成2年調査の「1990年世界農林業センサス」においては、新たに「農業サービス事業体調査」が加わるとともに、調査対象農業事業体の経営耕地面積などの下限基準の見直し、小規模農家の調査の簡略化など、大幅な改正が行われている。平成12年調査の「2000年世界農林業センサス」においては、新たに「林業サービス事業体等調査」が加わるとともに、調査対象林業事業体の保有山林面積の下限基準の見直し、小規模農家の調査票を専用の調査票とするなどの改正が行われている。</p> <p>また、平成17年調査の「2005年農林業センサス」においては、農林業の基本的構造について、経営体を基礎として把握するため、従来、形態別に分かれていた事業体に係る調査を農林業経営体に係る調査に、農業と林業に分かれていた地域調査を農山村地域調査に再編成し、更に林業に係る調査を5年周期とするなどの大規模な改正が行われている。</p>
調査票の構成	1－農林業経営体調査票 2－農山村地域調査票（市区町村用） 3－農山村地域調査票（農業集落用）
公表	インターネット、印刷物及び閲覧（概要：令和2年11月末、詳細：令和3年3月末以降）
備考	<p>1. 今回の承認は、令和2年以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、宮城県蔵王町における農林業経営体調査の実施期間の変更</p>
調査票－1	農林業経営体調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としないものは除く。また、林業を行う者については、森林経営計画に従って施業を行う者又は保有山林において調査期日前5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者、並びに素材生産業において調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材生産を行った者を対象とする。）
客体数／母集団数	約141万経営体
選定方法	全数
母集団情報	農林業経営体調査客体候補名簿
配布・取集	【配布】調査員・職員・郵送、【取集】調査員・オンライン・職員・郵送
把握時	令和2年2月1日現在
調査組織	農林水産省－都道府県－市区町村－調査員－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	<p>令和元年12月15日～令和2年2月28日</p> <p>ただし、宮城県丸森町については、令和元年東日本台風による影響のため、令和元年12月15日～3月31日とし、宮城県蔵王町については、実査業務の遅延に伴い、令和2年3月中旬～4月30日とする。</p>

調査事項	1. 経営の態様に関する事項、2. 世帯の状況に関する事項、3. 農業労働力に関する事項、4. 経営耕地面積等に関する事項、5. 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況に関する事項、6. 農産物の販売金額等に関する事項、7. 農作業受託の状況に関する事項、8. 農業経営の特徴に関する事項、9. 農業生産関連事業に関する事項、10. 保有山林面積に関する事項、11. 育林面積等及び素材生産量に関する事項、12. 林業労働力に関する事項、13. 林産物の販売金額等に関する事項、14. 林業作業の委託及び受託の状況に関する事項、15. その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項
調査票－2	農山村地域調査票（市区町村用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	市区町村
客体数／母集団数	約1,900市区町村
選定方法	全数
母集団情報	令和2年2月1日現在の市区町村
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	令和2年2月1日現在
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	令和2年1月15日～2月28日
調査事項	総土地面積・林野面積に関する事項
調査票－3	農山村地域調査票（農業集落用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く。）
客体数／母集団数	約140,000集落
選定方法	全数
母集団情報	農林業センサス農業集落名簿
配布・取集	【配布】郵送・調査員・職員、【取集】郵送・オンライン・調査員・職員
把握時	令和2年2月1日現在
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	令和元年12月1日～令和2年2月28日（ただし、左記の期間に未回収の調査票については、令和2年4月1日～6月30日の期間で調査員調査を行う。）
調査事項	1. 地域資源の保全・活用状況に関する事項、2. その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

【調査名】	医療施設調査
承認年月日	令和2年3月23日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
目的	医療施設（医療法に定める病院及び診療所）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、昭和23年に実施された「施設面からみた医療調査」を前身とするものであり、昭和28年からは、指定統計調査として、現在の「医療施設調査」の名称で毎年実施することとなった。</p> <p>また、昭和48年からは、都道府県等を対象として、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療施設からの開設・廃止等の申請・届出に基づく情報を把握する「動態調査」を毎月実施し、昭和50年からは、全ての医療施設を対象として、当該施設の詳細な実態を把握する「静態調査」を3年ごとに実施してきた。</p> <p>その後、平成21年4月に新統計法が全面施行されたことに伴い、基幹統計である医療施設統計を作成するための基幹統計調査として位置付けられた。</p> <p>平成23年からは、それまでの郵送調査に加え、病院を対象にオンライン調査を導入し、26年においては、一般診療所についても、試行的にオンライン調査を導入していた。しかし、平成29年調査からは、一般診療所及び歯科診療所についてもオンライン調査を可能とし、静態調査全体として、郵送調査とオンライン調査の併用にするとともに、動態調査については、郵送調査を廃止し、全面的にオンライン調査で行うこととされた。</p>
調査票の構成	1－医療施設静態調査（病院票） 2－医療施設静態調査（一般診療所票） 3－医療施設静態調査（歯科診療所票） 4－医療施設動態調査票
公表	インターネット及び印刷物（静態調査（概数）：令和3年10月下旬・（確定数）：令和3年12月下旬、動態調査：調査対象月の翌々月下旬）
備考	<p>1 今回の承認は、令和2年以降の調査についての変更承認</p> <p>2 承認内容は、①報告を求める事項の変更、②報告を求める期間の変更、③調査結果の公表の方法及び期日の変更、④集計事項の変更</p>
調査票－1	医療施設静態調査（病院票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	病院
客体数／母集団数	8,300（令和元年9月現在）
選定方法	全数
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	令和2年10月1日現在又は令和2年9月の1か月間
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	令和2年10月1日～11月下旬
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 開設者、4. 診療科目、5. 設備、6. 従事者の数及びその勤務の状況、7. 許可病床数、8. 社会保険診療の状況、9. 救急病院・診療所の告示の有無、10. 診療及び検査の実施の状況、11. その他（1～10に関連する事項）
調査票－2	医療施設静態調査（一般診療所票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	一般診療所
客体数／母集団数	102,631（令和元年9月現在）

選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	医療施設基本ファイル
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
把 握 時	令和2年10月1日現在又は令和2年9月の1か月間
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	3年
実施期間又は提出期限	令和2年10月1日～11月下旬
調 査 事 項	医療施設静態調査（病院票）に同じ
調 査 票 - 3	医療施設静態調査（歯科診療所票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	歯科診療所
客体数／母集団数	68,511（令和元年9月現在）
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	医療施設基本ファイル
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
把 握 時	令和2年10月1日現在又は令和2年9月の1か月間
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	3年
実施期間又は提出期限	令和2年10月1日～11月下旬
調 査 事 項	医療施設静態調査（病院票）に同じ
調 査 票 - 4	医療施設動態調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	医療法、医療法施行令（昭和23年政令第326号）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）又は救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った全ての都道府県、保健所を設置する市及び特別区
客体数／母集団数	都道府県：47、保健所を設置する市：84、特別区：23（いずれも令和元年9月現在）
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	対象範囲（属性）に同じ
配 布 ・ 取 集	オンライン
把 握 時	毎月1日～月末
調 査 組 織	厚生労働省－報告者（都道府県） 厚生労働省－都道府県－報告者（保健所を設置する市・特別区）
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査対象月の翌月20日
調 査 事 項	1. 開設の場合（1）名称、（2）開設年月日、（3）所在地、（4）開設者、（5）診療科目、（6）許可病床数、（7）従事者数、（8）社会保険診療の状況、（9）その他（（1）～（8）に関連する事項） 2. 変更の場合（1）名称、（2）変更年月日、（3）診療科目、（4）許可病床数、（5）その他（（1）～（4）に関連する事項） 3. 開設及び変更以外の場合（1）名称、（2）処分等の年月日、（3）処分等の種類、（4）その他（（1）～（3）に関連する事項）

【調査名】	患者調査
承認年月日	令和2年3月23日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
目的	医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（同法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>昭和23年に実施された「施設面からみた医療調査」を前身とするものであり、昭和28年からは、指定統計調査として、「患者調査」の名称により毎年実施することとなった。</p> <p>昭和59年からは、地域別表章が可能となるよう報告者数を増加するとともに、全ての医療施設を対象として当該施設の詳細な実態を把握する医療施設調査（静態調査）と同時期に3年ごとに実施されることとなった。</p> <p>その後、平成21年4月に新統計法が全面施行されたことに伴い、基幹統計である患者統計を作成するための基幹統計調査として位置付けられた。</p> <p>平成26年からは、それまでの郵送調査に加え、病院を対象にオンライン調査を導入していたが、29年調査からは、一般診療所及び歯科診療所についてもオンライン調査を可能とし、調査全体として、郵送調査とオンライン調査の併用で行うこととされた。</p>
調査票の構成	1－病院入院（奇数）票 2－病院外来（奇数）票 3－病院（偶数）票 4－一般診療所票 5－歯科診療所票 6－病院退院票 7－一般診療所退院票
公表	インターネット及び印刷物（概数：令和3年11月下旬、確定数：令和4年2月下旬）
備考	<p>1 今回の承認は、令和2年以降の調査についての変更承認</p> <p>2 承認内容は、①報告を求める事項の変更、②報告者の選定方法の変更、③報告を求める期間の変更、④調査結果の公表の方法及び期日の変更、⑤集計事項の変更</p>
調査票－1	病院入院（奇数）票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	病院
客体数／母集団数	約6,500／8,300（母集団数は、令和元年9月現在）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・収集	【配布】郵送、【収集】郵送・オンライン
把握時	令和2年の10月の3日間のうち医療施設ごとに定める1日（以下、この調査において「指定日」という。）に入院している患者の入院から指定日までの間
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。）
実施期間又は提出期限	令和2年9月1日～令和3年1月上旬
調査事項	<p>指定日に入院している患者の入院から指定日までにに関する事項</p> <p>1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 入院年月日、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 病床の種別、8. 紹介の状況、9. 来院時の状況、10. 入院の状況</p>
調査票－2	病院外来（奇数）票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	病院
客体数／母集団数	約3,400／8,300（母集団数は、令和元年9月現在）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	医療施設基本ファイル

配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	指定日
調査組織	厚生労働省―都道府県―（保健所を設置する市・特別区）―保健所―報告者
調査周期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。）
実施期間又は提出期限	令和2年9月1日～令和3年1月上旬
調査事項	指定日に外来で受療した患者に関する指定日における事項 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 外来の種別、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 紹介の状況、8. 来院時の状況
調査票－3	病院（偶数）票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	病院
客体数／母集団数	約6,500／8,300（母集団数は、令和元年9月現在）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	指定日
調査組織	厚生労働省―都道府県―（保健所を設置する市・特別区）―保健所―報告者
調査周期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。）
実施期間又は提出期限	令和2年9月1日～令和3年1月上旬
調査事項	指定日に入院又は外来で受療した患者に関する指定日における事項 1. 入院・外来の別、2. 性別、3. 出生年月日
調査票－4	一般診療所票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	一般診療所
客体数／母集団数	約6,000／102,631（母集団数は、令和元年9月現在）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	入院の場合：指定日に入院している患者の入院から指定日までの間、外来の場合：指定日
調査組織	厚生労働省―都道府県―（保健所を設置する市・特別区）―保健所―報告者
調査周期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。）
実施期間又は提出期限	令和2年9月1日～令和3年1月上旬
調査事項	【入院の場合】指定日に入院している患者の入院から指定日までにに関する事項 【外来の場合】指定日に外来で受療した患者に指定日に関する事項 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 入院・外来の種別等、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 紹介の状況、8. 来院時の状況、9. 病床の種別、10. 入院の状況
調査票－5	歯科診療所票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	歯科診療所
客体数／母集団数	約1,300／68,511（母集団数は、令和元年9月現在）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	医療施設基本ファイル

配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	指定日
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。）
実施期間又は提出期限	令和2年9月1日～令和3年1月上旬
調査事項	指定日に外来で受療した患者に関する指定日における事項 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 外来の種別、5. 傷病名、6. 診療費等支払方法
調査票－6	病院退院票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	病院
客体数／母集団数	約6,500／8,300（母集団数は、令和元年9月現在）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	令和2年の9月1か月間に退院した患者の入院から退院までの間
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。）
実施期間又は提出期限	令和2年9月1日～令和3年1月上旬
調査事項	令和2年の9月1か月間に退院した患者の入院から退院までの間に関する事項 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 過去の入院の有無、5. 入院年月日、6. 退院年月日、7. 受療の状況、8. 診療費等支払方法、9. 病床の種別、10. 入院前の場所、11. 来院時の状況、12. 手術の有無、13. 転帰、14. 退院後の行き先
調査票－7	一般診療所退院票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	一般診療所
客体数／母集団数	約700／6,644（母集団数は、令和元年9月現在）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	令和2年の9月1か月間に退院した患者の入院から退院までの間
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。）
実施期間又は提出期限	令和2年9月1日～令和3年1月上旬
調査事項	病院退院票に同じ

【調査名】	労働力調査
承認年月日	令和2年3月31日
実施機関	総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室
目的	国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、昭和21年9月に開始され、約1年間の試験的期間を経て、昭和22年7月から本格的に実施されている。平成14年1月からは、承認統計調査として別途実施されていた「労働力調査特別調査」を、本調査に統合して実施することとなった。</p> <p>平成25年10月に開催された国際労働機関（ILO）主催の第19回国際労働統計家会議において採択された就業等に関する決議に準拠し、新たな定義の失業者や未活用労働に係る新たな指標を作成する上で必要な情報を得るため、平成29年3月の統計委員会答申（諮問第101号の答申）を踏まえ、平成30年1月からは、調査事項の追加等を行うこととされた。</p> <p>また、令和元年6月分調査以降については、新元号に対応した調査票に変更するとともに、9月分調査以降については、オンライン調査を段階的に導入することとされた。</p>
調査票の構成	1-労働力調査 基礎調査票 2-労働力調査 特定調査票
公表	インターネット、印刷物及び閲覧（集計完了の都度）
備考	1. 今回の承認内容は、調査方法について、従前の調査員調査及びオンライン調査を原則としつつ、災害や感染症等の発生により調査員調査が困難な場合には、郵送調査も可能とするよう変更
調査票 - 1	労働力調査 基礎調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約40,000／約5000万 【世帯員】約110,000／約1億3000万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査調査区
配布・収集	調査員・郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在（ただし、12月は26日現在）、就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（ただし、12月は20日～26日までの1週間）
調査組織	総務省—都道府県—指導員・調査員—報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査対象月の翌月3日（ただし、12月分に係る調査は12月29日）
調査事項	<p>1. 全ての世帯員に関する事項（15歳未満の世帯員については、1か月目に行う調査においてのみ対象とする。）（1）男女の別、（2）出生の年月、（3）世帯主との続き柄</p> <p>2. 15歳以上の世帯員に関する事項（1）氏名、（2）配偶の関係、（3）調査の期日を最終日とする7日間における就業状態、（4）所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類、（5）所属の企業全体の従業者数、（6）仕事の種類、（7）勤めか自営かの別及び勤め先における呼称、（8）雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間、（9）1週間の就業時間及び就業日数、（10）1か月間の就業日数、（11）最近の求職活動の時期、（12）就業の可能性、（13）探している仕事の位置付け（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か）、（14）求職の理由</p> <p>3. 世帯に関する事項（1）15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数、（2）世帯員の異動状況（2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）</p>
調査票 - 2	労働力調査 特定調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び15歳以上の世帯員

客体数／母集団数	【世帯】約 10,000／約 5000 万 【世帯員】約 25,000／約 1 億 1000 万
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	国勢調査調査区
配 布 ・ 取 集	調査員・郵送・オンライン
把 握 時	毎月末日現在（ただし、12 月は 26 日現在）、就業状態については、毎月の末日に終わる 1 週間（ただし、12 月は 20 日～26 日までの 1 週間）
調 査 組 織	総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査対象月の翌月 3 日（ただし、12 月分に係る調査は 12 月 29 日）
調 査 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 15 歳以上の世帯員に関する事項（1）氏名、（2）在学、卒業等教育の状況、（3）仕事からの年間収入 2. 就業者に関する事項（1）短時間就業及び休業の理由、（2）就業時間増減希望の有無、（3）現職に就いた時期、（4）今の雇用形態を選んだ理由、（5）転職などの希望の有無、（6）就業時間の増加及び仕事の追加の可否、（7）前職の有無 3. 失業者に関する事項（1）求職活動の方法、（2）求職活動の期間、（3）探している仕事の形態、（4）就職できない理由、（5）前職の有無 4. 非労働力人口に関する事項（1）就業希望の有無、（2）非求職の理由、（3）希望する又は内定している仕事の形態、（4）就業の可能性、（5）前職の有無 5. 前職のある者に関する事項（1）前職の従業上の地位及び雇用形態、（2）前職の事業の種類、（3）前職の仕事の種類、（4）前職の企業全体の従業者数、（5）前職をやめた時期、（6）前職をやめた理由

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	令和2年3月3日	文部科学省初等中等教育局児童生徒課	児童生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことを目的とする。	全国	8	1,851教育委員会 36,400校	全数	郵送 オンライン	1年	毎年3月～5月	
食品製造業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入状況実態調査	令和2年3月3日	農林水産省食料産業局食品製造課	食品の安全と消費者の信頼の確保を図るための施策として、危害要因分析・重要管理点(HACCP)に沿った衛生管理の導入を推進していく必要があるとされていることから、HACCPに沿った衛生管理の導入状況等の実態を把握し、諸施策の企画・立案に必要な資料を得ることを目的とする。	全国	1	2,500事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	1年	毎年10月下旬(令和元年度調査は、令和2年1月中旬)	
喫煙環境に関する実態調査	令和2年3月12日	厚生労働省健康局健康課	受動喫煙による健康影響は明らかであり、がん、循環器疾患等を予防する上で、受動喫煙対策を進めることは重要な課題である。受動喫煙対策については、これまで、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務を課す健康増進法第25条により対策を進めてきたところであるが、昨年7月に改正健康増進法が成立し、今年7月の一部施行では、学校や病院などの子どもや患者が主たる利用者となる施設の敷地内禁煙が開始し、さらに、来年4月の全面施行では、多数の方が利用する施設について原則屋内禁煙となる。今般、改正健康増進法の全面施行前の状況を調査し、5年後の見直しに向け、更なる対策を検討、実施するにあたり、喫煙環境の実態を把握することを目的とする。	全国	6	16,979事業所 1,875企業	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和2年2月中旬～3月上旬	
労務費率調査	令和2年3月12日	厚生労働省労働基準局労災管理課	請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる現行の労務費率の見直しに資することを目的とする。	全国	2	9,500事業場	無作為抽出	郵送 オンライン	3年	令和2年5月18日～6月12日	
海外現地法人四半期調査	令和2年3月12日	経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室	我が国企業の海外事業活動を動的に把握し、機動的な産業政策及び通商政策立案に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	1,400企業	全数	郵送 オンライン	四半期	調査四半期の最終月の翌々月中旬	
成年年齢引下げの環境整備に関する浸透度についての調査	令和2年3月17日	法務省民事局参事官室	平成30年6月13日に「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)が成立し、これにより、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる。成年年齢の引下げに当たっては、消費者被害拡大の防止等の環境整備が必要であるため、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」の開催を通じ、関係府省庁の環境整備に係る施策の進捗管理を行い、その効果的な取組を推進しているところであり、平成30年6月12日付け参議院法務委員会における附帯決議において、「施行日までに、上記に掲げた措置が実施されているか、その措置が効果を上げているか、その効果が国民に浸透しているかについて、効果測定や調査を実施した上で検討し、その状況について随時公表すること」とされており、そのような観点から、平成30年11月から12月にかけて、内閣府において「成年年齢引下げに関する世論調査」を実施したところであり、今年度においても、上記事項についてのアンケート調査を実施する。	全国	1	1,200人	無作為抽出	オンライン	1回限り	令和2年3月16日～3月27日	

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査	令和2年3月17日	文部科学省高等教育局専門教育課	大学等におけるインターンシップの実施に関する各種データを収集し、インターンシップのより一層の推進・普及に関する施策の企画・立案等を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	1,169校	全数	オンライン	2年	令和2年3月～6月	
地方公共団体消費状況等調査	令和2年3月19日	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課	地方公共団体の消費及び投資関連予算の各四半期時点現計予算額並びに一般会計に係る四半期別収入・支出について調査し、四半期別GDP速報の推計及び四半期別財政統計の作成に係る検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	47都道府県 20政令指定都 市	全数	オンライン	四半期	各四半期の翌月下旬。ただし、1月～3月調査分の提出期限は5月上旬 各四半期の4か月後の下旬。ただし、10月～12月調査分の提出期限は5月上旬	
社会保障生計調査	令和2年3月30日	厚生労働省社会・援護局保護課	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	1,110世帯	有意抽出	調査員	1年	調査実施月の末日	
被保護者調査	令和2年3月30日	厚生労働省社会・援護局保護課	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	47都道府県 20政令指定都 市 58中核市 1,250福祉事務 所	全数	オンライン	1年 毎月	毎年8月1日～8月末日 調査対象月の翌月1日～20日	
保険医療材料等使用状況調査	令和2年3月30日	厚生労働省保険局医療課	医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	4	4,000機関	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	2年	調査実施年の9月～10月	
通信利用動向調査	令和2年3月31日	総務省情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室	利用者の視点における情報通信の利用動向を把握し、情報通信行政の施策の策定及び評価のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	40,600世帯 6,000企業	無作為	郵送 オンライン	1年	毎年8月中旬～9月下旬	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 一般統計調査に係る中止通知の受理

受理年月日	統計調査の名称	実施機関
R2.3.5	砕石等動態統計調査	経 済 産 業 省 製 造 産 業 局 素 材 産 業 課
R2.3.13	環境経済観測調査	環 境 計 画 省 大 臣 官 房 環 境 計 画 課 環 境 経 済 政 策 調 査 室
R2.3.18	全国家庭児童調査	厚 生 労 働 省 子 ども 家 庭 局 総 務 課 少 子 化 総 合 対 策 室

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた一般統計調査に係る中止通知の受理状況について掲載したものである。

4 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	市町村における侵入防止 柵設置状況調べ	令和2年3月2日	高知県中山間振興・ 交通部鳥獣対策課	高知県内における侵入防止柵の設置状況を把握し、 鳥獣被害対策のための基礎資料を得ることを目的と する。	高知県全域	1	34市町村	全数	オンライン	1年	毎年4月10日～5月10 日
	高知県新規就農者調査	令和2年3月4日	高知県農業振興部 農業担い手支援課	高知県産業振興計画における新規就農者確保目標と する新規就農者数を把握することにより、今後の新規 就農者の支援に資する基礎資料を得ることを目的とす る。	高知県全域	1	約300者	全数	その他 (職員)	1年	毎年5月末
	中学校等卒業後の進路状 況調査	令和2年3月16日	滋賀県教育委員会 事務局 高校教育課 高校再編室	中学校等卒業者の進路状況を詳細に把握し、進路指 導及び教育行政実施上の基礎資料を得ることを目的 とする。	滋賀県全域	4	約121校	全数	オンライン	1年	毎年4月中旬～5月中 旬
	高等学校等卒業後の進路 状況調査	令和2年3月16日	滋賀県教育委員会 事務局 高校教育課 高校再編室	高等学校等卒業者の進路状況を詳細に把握し、進路 指導及び教育行政実施上の基礎資料を得ることを目 的とする。	滋賀県全域	7	約80校	全数	オンライン	1年	毎年4月中旬～5月中 旬
	高等学校が併置されている 中学校等への進学状況調 査	令和2年3月16日	滋賀県教育委員会 事務局 高校教育課 高校再編室	高等学校が併置されている中学校及び中等教育学校 への進学状況を調査し、本県における中高一貫教育 に係る教育行政実施上の基礎資料を得ることを目的と する。	滋賀県全域	2	約222校	全数	オンライン	1年	毎年4月中旬～5月中 旬
	新規就農者等調査	令和2年3月19日	滋賀県農政水産部 農業経営課 地域農 業戦略室	滋賀県内各地域の新規就農の状況を調査し、本県農 業の担い手となる青年等の就農を促進する上での基 礎資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	5	13事務所等	全数	オンライン	1年	毎年4月11日～5月中 旬
	「せんだいスマート 住民モ ビリティ・マネジメント」アン ケート調査	令和2年3月19日	仙台市都市整備局 総合交通政策部公 共交通推進課	交通機関の利用状況や自家用車の利用範囲を把握 し、路線バスの利用を促進するための基礎資料を得る ことを目的とする。	仙台市青葉区 川平 仙台市宮城野 区鶴ヶ谷	2	2,800世帯	全数	郵送	1回限り	令和2年3月31日～4月 23日
	特別養護老人ホーム入所 申込状況に関する調査	令和2年3月23日	高知県地域福祉部 高齢者福祉課	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画の 実施にあたり、高知県内の介護保険施設をはじめ、介 護サービス全体の水準や給付のあり方等を確認し、今 後のサービス確保の方向性を検討するための基礎 データを得ることを目的とする。	高知県全域	1	約70施設	全数	郵送	1年	毎年4月上旬～5月下 旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	東京都中小企業の景況調査付帯調査	令和2年3月25日	東京都産業労働局 商工部調整課	東京都内中小企業における新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう経営や事業活動への影響を把握し、各種施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	4	約3,900企業	有意抽出	郵送	毎月	調査対象月の翌月上旬
	令和2年度女性の活躍促進に向けた企業等実態調査	令和2年3月25日	香川県商工労働部 労働政策課	育児・介護休業制度の導入や取得状況、企業における女性活躍などについて、労働者の生活と就業の実情を総合的に把握することにより、今後の女性活躍や働きやすい環境づくりを促進し、女性の継続就業を促進するための基礎資料を得ることを目的とする。	香川県全域	2	1,000事業所 3,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	1回限り	令和2年5月1日～6月30日
	移住状況調査	令和2年3月30日	岐阜県清流の国推進部 地域振興課	岐阜県内の転入者及び県外からの移住者に関する実態を把握するとともに、県内市町村の移住施策活用状況を把握し、移住施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。	岐阜県全域	3	70,000人 2,000世帯 42市町村	全数	職員 郵送 オンライン	1年 3年 1年	毎年4月1日～翌年3月31日 令和2年9月上旬～11月末 毎年4月上旬～4月下旬
	環境に関する県民等意識調査	令和2年3月30日	岡山県環境文化部 環境企画課	次期岡山県環境基本計画の策定に当たっての基礎的な資料とするため、県民及び事業者の環境に対する意識について調査する。	岡山県全域	2	2,500人 500社	無作為抽出	郵送	1回限り	令和2年5月～6月

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	特別養護老人ホームの入所及び退所に関する調査	令和2年3月13日	高知県地域福祉部 高齢者福祉課	特別養護老人ホームにおける入退所状況を把握することで、今後の施設サービスをはじめとする介護サービス基盤整備の在り方や給付の水準等を検討する基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	4	70施設	全数	郵送	1年	毎年4月上旬～5月下旬
	岐阜県輸出関係調査	令和2年3月26日	岐阜県環境生活部 統計課	岐阜県内において製造された製品の輸出の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。	岐阜県全域	1	380事業所	全数	オンライン	1年 (工業統計調査の実施年に限る)	毎年5月中旬～6月下旬
	熊本県推計人口調査	令和2年3月27日	熊本県企画振興部 交通政策・情報局統計調査課	熊本県の経済、社会、労働等に関する諸施策の基礎資料とするため、5年ごとに実施される国勢調査の間における市区町村別の人口及び世帯数の推移を明らかにすることを目的とする。	熊本県全域	4	45市町村	全数	郵送 オンライン	毎月	毎月15日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。